児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

児童扶養手当とは

母子家庭の生活の安定を図り、自立を促進するための制度です。

18歳に到達する日以後の最初の3月31日までの間にいる児童（中度以上の障害がある場合は20歳未満）を扶養している母子家庭の母、または母に代わって児童を養育している方に支給されます。

なお、所得制限があります。

〈支給額〉
- 児童1人の場合
  月額41,720円
- 児童2人の場合
  月額46,720円
- 児童3人以上の場合
  3人目以降、1人あたり3,000円が加算されます。

※所得による減額あり

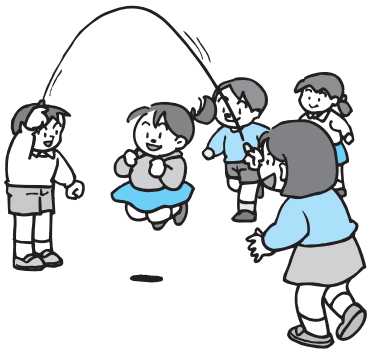

〈現況届の提出〉
毎年8月は児童扶養手当の現況届提出月となっております。

現在、児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止の方も含みます）は、全員現況届の提出が必要です。届出がない場合は受給資格を喪失することがありますのでご注意ください。

特別児童扶養手当とは

知的障害または身体障害等の状態（政令で定める程度以上）にある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

なお、所得制限があります。

〈支給額〉
- 重度障害児の場合
  1人につき月額50,750円
- 中度障害者の場合
  1人につき月額33,800円

〈所得状況届の提出〉
現在、特別児童扶養手当の認定を受けている方（支給停止の方も含みます）は、全員所得状況届の提出が必要となります。

対象者の方には通知をお送りしています。届出期間（8月11日～9月10日まで）内に必ず手続きしてください。

受給資格要件等や所得限度額等、詳細についてはお問い合せください。

◎問い合わせ
子育て支援室　☎内線317

光化学スモッグが発令されたら

光化学スモッグとは

光化学スモッグとは、自動車の排気ガスや工場の煙に含まれる有害物質が、太陽の強い紫外線を受けることにより、光化学オキシダントという物質が生まれ、空が白くモヤがかかったような状態になることをいいます。

風が弱く、日差しが強い日は、光化学スモッグが発生しやすくなります。

被害の症状は？

○眼科系の症状（目がチカチカする、目が痛い、涙が出る）
○呼吸器系の症状（のどが痛い、せきが出る、息苦しい）
○頭痛や吐き気

注意報が発令されら

光化学スモッグ注意報が発令された時は、町の防災行政無線から注意を呼びかける放送を行います。

屋外での激しい運動はやめ、屋内活動に切り替えましょう。

テレホンサービスなど

県環境科学センターでは、光化学スモッグに関するテレホンサービス、インターネットでの情報提供を行なっています。

テレホンサービス
☎(24)3322
携帯電話アドレス
http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/i/
パソコンアドレス
http://www.k-erc.pref.kanagawa.jp/

※光化学スモッグによる被害が発生した場合には環境経済課へ連絡をしてください。

◎問い合わせ
環境経済課　☎内線359

町職員人事異動

（平成21年7月1日付）

新	氏　名	旧
＜課長級＞		
町民課長	福島　伸芳	会計管理者兼会計課長
保険福祉課主幹	小島　昇	環境経済課主幹
会計管理者兼会計課長	角田　孝志	税務課主幹
選挙管理委員会書記長	飯田　隆	町民課長
選挙管理委員会主幹	石井　道朗	選挙管理委員会書記長
＜副主幹級＞		
税務課副主幹	二宮　正美	総務課副主幹

◎問い合わせ
総務課　☎内線211